

「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」の改定素案について

1 改定の理由

仙台市環境基本条例第 8 条に基づき、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定める環境基本計画について、平成 27 年度（2015 年度）に実施した中間評価を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応するよう計画の一部を改定するもの。

2 計画の期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 10 年間

3 環境面から目指すべき都市像

おおむね 21 世紀中葉を展望した「環境都市像」として、杜の都の受け継がれてきた環境と仙台の環境づくりを担ってきた市民の力を生かし、持続可能で質の高い環境都市を目指す観点から、『「杜」と生き、『人』が活きる都・仙台』を掲げる。

また、対処すべき重要な環境課題や進めるべき政策分野という観点から「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の 4 つの分野別都市像を設定。

変更

4 計画改定の背景

- (1) 東日本大震災の発生により「東部田園地域」、「海浜地域」の美しい景観や環境が一変するなど、先人から受け継いできた「杜の都」の環境資源に大きな影響。
- (2) 人口の増加や復興に伴う経済活動の活発化、火力発電比率の増大による電力からの二酸化炭素排出係数の上昇などが、ごみの総量や温室効果ガス排出量の増加をもたらす。
- (3) 持続可能な都市であるためには、災害に対する強靱さと回復力が必要であり、「環境」に「防災」を加えたまちづくりが求められている。
- (4) 市民意識調査では「周辺環境の満足度」、「環境配慮行動の実践度」について維持・向上し、前期の取り組みは一定の成果。

変更

5 定量目標（目標年次は平成 32 年度（2020 年度））

	指 標	改定後	現 行
1	温室効果ガス排出量	平成 22 年度比で 0.8%削減	平成 17 年度比で 25%削減
2	ごみの総量	36 万トン以下	33 万トン以下
3	リサイクル率	35%以上	40%以上
4	燃やすごみの量	30 万 5 千トン以下	26 万 7 千トン以下
5	みどりの総量（緑被率）	維持・向上	
6	生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境	維持・向上	
7	身近な生き物の市民の認識度	向上	
8	大気、水、土壌等の環境基準	速やかに達成、より良好な状態の保持	
9	市民の環境に関する満足度	向上	
10	日常生活における環境配慮行動の実践度	向上	

変更

6 施策体系

(1) 主な施策の変更

- 地下鉄東西線開業を契機とした公共交通の利用促進
- 省エネ・創エネ・蓄エネの「3E」の普及など防災の観点を併せ持つ環境施策の推進
- 集中豪雨や熱中症患者の増加など気候変動影響によるリスクを低減する「適応」への取り組み
- ごみの分別排出行動への協力が進んでいない、居住年数が短い市民などに対する周知徹底
- 食品リサイクルに向けた、受け皿となる施設の確保や事業ごみ手数料の見直し
- 海岸公園の再整備等東部地域のみどりの再生や生物多様性の保全に向けた取り組み

(2) 改定後の施策体系

① 低炭素都市づくり

- ・ エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる
- ・ 環境負荷の少ない交通手段を選ぶ
- ・ 低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる
- ・ 気候変動によるリスクに備える
- ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる

② 資源循環都市づくり

- ・ 資源を大事に使う
- ・ 資源のリサイクルを進める
- ・ 廃棄物の適正な処理を進める

③ 自然共生都市づくり

- ・ 豊かな自然環境を守り、継承する
- ・ 自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする
- ・ 生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める
- ・ 豊かな水環境を保つ

④ 快適環境都市づくり

- ・ 健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ
- ・ 景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める

⑤ 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり

- ・ 地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる
- ・ 環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える
- ・ 環境づくりを支える市民力を高める
- ・ 環境についての情報発信や交流・連携を進める

追加

7 環境配慮のための指針

環境への配慮を行っていくための指針を、市民の日常生活や事業者の事業活動から見た「主体別」、土地の特性に応じた「地域区分別」、環境への影響が生じるおそれのある事業に関する「開発事業等における段階別」の三つの視点から示す

変更

8 計画の推進

- (1) 環境負荷の低減に向け市役所自らが積極的に施策を推進するため、「新・仙台市環境行動計画」等に基づく市の取り組みを強化
- (2) 低炭素都市づくりを実効性ある形で推進するための条例制定を検討
- (3) 環境教育・学習の推進に向けた市民の活動拠点の充実

9 改定の経過及び今後の予定

- (1) 仙台市環境審議会の経過及び予定

平成 27 年 6 月 3 日	中間評価の実施について報告
平成 27 年 9 月 8 日	中間評価経過報告
平成 27 年 11 月 6 日	中間評価報告、諮問
平成 27 年 12 月 24 日	改定素案審議
平成 28 年 1 月 19 日	改定答申案審議
平成 28 年 1 月 20 日	答申

- (2) 議会への報告等

平成 27 年 5 月 21 日	常任委員会へ中間評価の実施について報告
平成 27 年 11 月 20 日	常任委員会へ中間評価及び改定について報告
平成 28 年 2 月	第 1 回定例会へ議案提出

- (3) 関連する調査等

平成 27 年 6 月 22 日～10 月 7 日

生き物認識度調査、市民意識調査（アンケート）、環境団体に対する意識調査、猛禽類生息環境調査、市民ワークショップを実施